

# コーポレートガバナンスガイドライン

取締役会の在り方や機能・役割ならびに指名・報酬および監査等に対する取締役会の考え方を明確にすることで、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの視点から見た当社ガバナンスの客観性と透明性をより高めることを目的として、コーポレートガバナンスガイドラインを制定する。

## 第1条 （取締役会の在り方）

取締役会は、社是・経営理念・在り姿を含む丸紅の価値観を実践しつつ、世界のベストプラクティスにも学び、丸紅ならではのガバナンス（すなわち、相反する見方に対峙し、異見を融合し、新たな高みを目指す、「和」するガバナンス）を追求する

## 第2条 （取締役会の機能・役割）

- 取締役会は、丸紅グループの中長期的な企業価値の向上を目指す
- 取締役会は、外部の多様な視点の導入、牽制・監督機能の強化、利益相反のチェックを行う

## 第3条 （取締役会の規模）

取締役会は、活発な議論による実効性のある監督を企図し、その員数を15名以下とする

## 第4条 （取締役会の構成）

- 指名委員会は、第7条に定める取締役の選任基準を念頭に、スキルや経験の最適な組み合わせを検討のうえ、当社の重要事項の決定に際し、当社ビジネスの理解に努め、主体的に経営参画できる人物を取締役候補者として決定する
- 社外取締役の通算在任期間は、原則として最長8年を上限とする  
ただし、当該上限は自動的な再任を前提とするものではなく、毎年、任期満了の

都度必ず、指名委員会において当該社外取締役の貢献度・独立性・適格性等を厳格にレビューし、再任の是非を審議する

## 第5条 (取締役会の議長)

- 執行と監督をより明確に分離するため、原則として、執行役を兼ねない取締役会長が取締役会の議長を務める
- 当社は、多様な事業を展開することから、当社ビジネスへの深い理解・知見に基づき円滑な議事運営を司る適任者として、原則として、社内取締役が議長を務める

## 第6条 (取締役による職務の遂行)

- 取締役は、当社の事業等を理解し、取締役会に出席し、また、その準備を行うために必要な時間を確保する
- なお、取締役の他社役員の兼職状況は、取締役会の報告事項とする

## 第7条 (取締役の選任)

- 当社経営における迅速かつ効率的な意思決定と適正な監督機能を確保すべく、当社の多角的な事業活動または出身各界における豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見と専門性を有する人格に優れた社内外の人財を取締役候補者として決定する
- 加えて、監査委員には、適正な監督機能を確保すべく、当社の経営に関する知見や財務、会計、法律、リスク管理等を中心とした分野における高い専門性と豊富な経験を有する人財を社内外から選定する

## 第8条 (社外取締役の独立性)

東京証券取引所の定める独立性基準に加え、本人が現在および過去3事業年度における以下1.~7.に該当する場合は独立性を有さないものと判断する

1. 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有）またはその業務執行者（※）
2. 当社の連結総資産の2%を超える借入先の業務執行者

3. 当社との取引が当社連結収益の2%を超える取引先の業務執行者
4. 当社の会計監査人の代表社員または社員
5. 当社よりコンサルティングや顧問契約として、事業年度当たり1,000万円を超える金銭を得ている者（ただし、当該金銭を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が当該団体の連結総売上高の2%を超える団体に所属する者）
6. 当社より事業年度当たり1,000万円を超える寄付金を受けた団体に属する者
7. 当社ならびに当社子会社の業務執行者のうち取締役・執行役・執行役員、監査役とその二親等以内の親族または同居者

なお、上記1.～7.のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、役員選任時にその理由を説明・開示する

（※）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他使用人等を意味する

## 第9条 （社長・執行役の選任）

- 指名委員会は、社長より後継者計画および後継者候補の育成について十分な報告を受け、意見を交換し、具体的な候補者に関する評価を踏まえて後継者計画について検討する  
また、指名委員会は、緊急時の次期社長選任プロセス(コンティンジェンシープラン)を定める
- 次期社長の選任は、指名委員会が、社長の作成する候補者選任案を審議し、審議結果を取締役に答申の上、最終的に取締役会にて決議する
- 社長には、卓越した専門知識、豊富な業務経験・実績と、総合商社の経営全般、グローバルな事業経営に関する知見を有し、当社の経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等適切な役割を果たせ得る人財を選任する
- 社長、社長に次ぐ序列の者およびCFOの職責を担う者を「執行役」とし、いずれも代表執行役を務めることとする

執行役は、丸紅グループの中長期の企業価値最大化に向けた中心的役割を担う人材から、取締役会の決議を経て選任する

## 第10条（社長・執行役の解任）

法令違反等があった場合、或いは明らかにその機能を発揮していないと認められるような場合があれば、社長他執行役の解任について、取締役会にて決議する

## 第11条（役員報酬）

報酬委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針を定め、個人別の報酬等の内容を決定する

## 第12条（当社株式の保有）

取締役は、実務上の制約がある場合を除き、株主価値との連動・共有のため、株式報酬制度等を通じて、当社株式を取得・保有する。

## 第13条（監査体制）

- 監査委員会は、会計監査人・監査部と連携し、取締役・執行役の職務執行を監査する
- なお、十分な監査機能の発揮のため、常勤の監査委員・補助者（監査委員会室）を置く

## 第14条（利益相反）

- 取締役および執行役は、当社の利益に反して、自身または第三者の利益を追求してはならない
- 上記の意図がない場合でも、取締役および執行役は、取締役会の承認を得なければ、会社法が定める利益相反取引および競業取引を行ってはならない
- 前項の取締役会決議において、利害関係（個人的な利害関係のほか、当社外の職業上の利害関係）を有する取締役は、決定に加わってはならない



## 第15条（外部専門家の起用）

- 監査委員会は、当社の費用負担で、顧問弁護士と契約を締結する
- 上記の他、外部専門家の起用が必要であると取締役が判断した場合には、当社負担にて対応する

## 第16条（知識取得）

- 当社は、取締役に対するトレーニングの機会の提供・斡旋に加え、それに要する費用を負担する
- 当社は、定期的に丸紅経済研究所による経済情勢に関する報告を実施し、情報共有を図るほか、社外取締役へは、執行側との面談や国内外の事業所視察等を含めた当社事業の理解に資する機会を提供する
- 上記の他、当社は、取締役の職務遂行に必要な情報を適時かつ適切に提供する

## 第17条（実効性評価）

- 取締役会は、実効性評価を毎年度実施する
- 当社は、分析・評価の結果特定された課題の改善策に継続的に取り組むことで、取締役会の実効性の向上に努める

以上



**Global crossvalue platform**  
**Marubeni**